

NPT体制の現状と私たちの課題

山田寿則（明治大学）

本報告は午前の議論を踏まえて午後のパネルにつながる論点を提供すべく行われる。

核不拡散条約（NPT）は、核兵器の保有が認められた5大国（米ロ英仏中）を核兵器国と位置づけ、それ以外の非核兵器国への核兵器の拡散を防止する趣旨で起草された条約だが、このような権利義務の不平等を均衡化させる観点から、同時に原子力の平和利用の「奪い得ない権利」が締約国に認められ、また核軍縮につき誠実に交渉する義務が規定されている。なお、このようなNPTの基底にある権利義務の取引はグランド・バーゲンと呼ばれる。

NPTは今日の世界では最も普遍的な条約の一つであり、国際社会の政治的・法的秩序を規定する中心的な条約となっている。核兵器の位置づけや原子力の利用の在り方を考えるうえでも無視することはできない。だが、NPTは1970年に発効してから既に45年を経ている。私たちは、現在の状況においてNPT体制を考えなければならない。

ここで注目したいのは以下の事柄である。

まず、このNPTに基づき核軍縮の追求を求める裁判がマーシャル諸島共和国により国際司法裁判所に提起されている（いわゆる核ゼロ裁判）。NPTでは、持てる国と持てない国が「差別」されているが、この持てる国の特権には核軍縮の推進という特別の責務が付随することに注意すべきだろう。核ゼロ裁判が問うているのは、まさにその特権に付随する特別の責務の存在と、その誠実な履行である。

つぎに、インドに対する原子力協力が進められているという事実がある。インドはNPT非締約国でありNPT体制の外にある国である。他方でNPT外には事実上の核保有国しかほとんど残っていないという現実がある。この事象をどう読み解き、どのように取り組むべきだろうか。

さらに、核軍縮と「原子力の平和利用」の関係性である。従来NPT体制下ではこれは両立するものと考えられてきたが、これをどのように考えるべきだろうか。

以上の事柄を素材に「核兵器と原発」の関係性を考えるとともに、私たちの課題をともに考えていきたい。

（参考）核不拡散条約（NPT）の3つの柱

	核兵器国（米ロ[ソ]英仏中）（9条）	非核兵器国
不拡散	核兵器その他の核爆発装置の移譲の禁止（1条）	核兵器その他の核爆発装置の受領・製造等の禁止（2条）
	（核兵器国への義務的査察制度はない）	非核兵器国とのIAEA保障措置協定受諾義務（3条）→詳細は保障措置協定に。
原子力の平和利用		締約国の「奪い得ない権利」（4条1）、設備・資材・情報の交換に参加する権利（4条2）
核軍縮	締約国の核軍縮誠実交渉義務（6条）	（法的な消極的安全保証の要求）